

公益社団法人秋田被害者支援センター役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田被害者支援センター（以下「この法人」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 非常勤役員及び顧問は、無報酬とする。
- 4 役員及び顧問には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表の上限額の範囲内で、社員総会において定めるものとする。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 常勤役員の報酬の支給日、支給方法等は、職員給与規程に準じる。現金支給については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、通勤に要する交通費として、通勤費を支給することができる。

- 2 通勤費の計算方法は職員給与規程に準じる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び顧問がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 6月 5日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月11日から施行する。

別表

常勤役員の報酬月額（上限額）

	報酬月額（上限額）
常 勤 役 員	月額 180,000円

